

平成26年度

特定非営利活動法人 KiKi 総会資料

日時 平成26年 5月24日 (土)

午前 11時～12時

会場 特定非営利活動法人 KiKi グループホーム Ohana

総会次第

1. 開会のことば
2. 理事長挨拶
3. 総会成立の確認
4. 議長、書記の選出
5. 議事
 - (1) 平成25年度事業報告
 - (2) 平成25年度決算報告・会計監査報告
 - (3) 運営規程改定について
 - (4) 平成26年度役員(案)
 - (5) 平成26年度活動方針(案)
 - (6) 平成26年度事業計画(案)
 - (7) 平成26年度会計予算(案)
6. 議長、書記の解任
7. 新旧役員あいさつ
8. その他
9. 閉会のことば

(1) 平成25年度事業報告

平成25年10月23日に特定非営利活動法人 **KiKi** を設立、設立目的は我孫子市内にグループホーム/ケアホームを立ち上げること。

松戸圏域障害者グループホーム連絡協議会に参加、グループホームの設立方法、世話人のあり方、労働基準法等の勉強会に参加した。

活動実績

| | | | |
|-------|-----|---------|--------------------------------------|
| 平成25年 | 4月 | 4日 | 松戸圏域グループホーム協議会勉強会 |
| 平成25年 | 5月 | 8日 | あびこ NPO 法人協議会総会 (けやきプラザ) |
| 平成25年 | 5月 | 12日 | 我孫子市福祉まつり参加 (アビスタ) |
| 平成25年 | 5月 | 19日 | Ohana 地鎮祭 |
| 平成25年 | 5月 | 25日 | グループホーム勉強会 (柏市たんぼぼせんたー) |
| 平成25年 | 6月 | 13日 | 第44回グループホーム会 |
| 平成25年 | 7月 | 4日 | 第45回グループホーム会 (我孫子名戸ヶ谷病院) |
| 平成25年 | 7月 | 17日、18日 | サービス管理責任者研修会 (千葉県青葉の森) |
| 平成25年 | 9月 | 5日 | 第46回グループホーム会 |
| 平成25年 | 9月 | 29日 | バナホーム引き渡し式 |
| 平成25年 | 10月 | 2日 | Ohana 内覧会 |
| 平成25年 | 10月 | 5日 | Ohana 開所式 |
| 平成25年 | 10月 | 8日 | 我孫子西消防署 消防監査 |
| 平成25年 | 10月 | 9日 | Ohana 入居開始 |
| 平成25年 | 10月 | 22日 | 柏労働基準監督署 監査 |
| 平成25年 | 10月 | 30日 | サービス管理責任者講習 (千葉県教育会館) |
| 平成25年 | 10月 | 31日 | 松戸市主催グループホーム勉強会 (講演) |
| 平成25年 | 11月 | 7日 | 第48回グループホーム会 (我孫子市西消防署会議室) |
| 平成25年 | 11月 | 11日 | あびこグループホーム会 |
| 平成25年 | 11月 | 14日、15日 | サービス管理責任者演習 (千葉県自治会館) |
| 平成25年 | 11月 | 30日 | バーベキュー大会 (Ohana) |
| 平成25年 | 12月 | 5日 | 第49回グループホーム会 (松戸市) |
| 平成26年 | 1月 | 9日 | 第50回グループホーム会 (松戸市 : Ohana 当番) |
| 平成26年 | 1月 | 20日 | あびこグループホーム会 (Ohana) |
| 平成26年 | 2月 | 6日 | 第51回グループホーム会 (我孫子市アクイール) |
| 平成26年 | 2月 | 25日 | 我孫子市主催「虐待防止セミナー」(名戸ヶ谷病院) |
| 平成26年 | 3月 | 6日 | 第52回グループホーム会 (流山市) |
| 平成26年 | 3月 | 22日 | サービス管理責任者フォローアップ研修 (市川市) |
| 平成26年 | 3月 | 27日 | 火災避難訓練 (避難訓練、通報訓練) |

(3) 運営規定改定について

障害者自立支援総合法改正に伴い、ケアホームとグループホームホームが一元化された。当 Ohana はケアホームとグループホーム一体型なのでケアホーム（共同生活介護）を除いた運営規程を作成しました。当 Ohana は平成26年4月1日よりグループホーム介護サービス包括型として運営して参ります。
改定運営規程は添付の運営規程をご参照下さい。

(4) 平成26年度役員（案）

| 役名 | 氏名 |
|----|--------|
| 理事 | 藤岡 なをみ |
| 理事 | 堀江 久男 |
| 理事 | 市岡 武 |
| 監事 | 水野 友貴 |

(5) 平成26年度活動方針（案）

- ・現在定員6名に対して入居者が5名なので6月までには入居者6名にして運営の安定化をはかります。
- ・巨大地震が予想されることから入居者の安全を第一として防災設備の充実を進め、防災用品収納用物置の設置を進めます。
- ・日本財団等の自動車購入補助金等各補助金にエントリーを行います。
- ・障害者グループホームをもっと知ってもらうための啓蒙活動を続けて参ります。
- ・自治会の行事に入居者と共に参加し、地域の住民との融和を深めます。
- ・将来サテライト型のグループホームを運営できるよう法人の体力アップに努めて参ります。

(6) 平成26年度事業計画(案)

- 4月 第53回グループホーム会(集団書類作成会)
- 5月 グループホーム会総会
第54回グループホーム会(千葉県内のGHの現状とGH補助金制度)
あびこ福祉まつり参加(Ohana)
- 6月 第55回グループホーム会(週末や平日夜の支援)
バーベキュー大会(Ohana)
- 7月 第56回グループホーム会(健康管理)
地域夏祭りに参加(Ohana)
第8回フレンドリーツアー 浜名湖館山寺温泉(希望者参加)
- 8月 イベント計画中(Ohana)
Ohana 総合避難訓練
- 9月 第57回グループホーム会(保健衛生)
障害者の住居研修会(地域住人へ障害者の地域生活を推進する啓蒙活動)
- 10月 第58回グループホーム会(防災と災害対策) Ohana 当番
Ohana 一周年(Ohana)
グループホーム講座(障害をもって街の中で暮らすということ)
- 11月 グループホーム交流会
第59回グループホーム会(司法連携:成年後見と障害者の触法)
自治会防災訓練(Ohana)
- 12月 第60回グループホーム会(精神症状とその対応)
クリスマス会(Ohana)
- 1月 第61回グループホーム会(性:結婚、恋愛、性自認)
- 2月 第62回グループホーム会(事例検討)
- 3月 第63回グループホーム会(世話人へのスーパーバイズ)

平成26年度職員名簿

| 職名 | 勤務形態 | 氏名 | 資格 |
|---------|--------|--------|-----------|
| 管理者 | 常勤・兼務 | 藤岡 なをみ | サービス管理責任者 |
| 施設長・生活支 | 常勤・兼務 | 藤岡 兼一 | |
| 生活支・世話人 | 非常勤・兼務 | 中野恵美子 | |
| 生活支・世話人 | 非常勤・兼務 | 堀江 祐介 | 介護福祉士 |
| 世話人 | 非常勤専任 | 石堂 こずえ | 調理師 |
| 事務・世話人 | 常勤・兼務 | 藤岡 兼一 | |

※ 他ボランティア (佐柳はる子、新山美代子、吉田裕)

平成26年度会計予算（案）

| | | [税込] (単位: 円) | |
|----------------------|-------------|---------------|---------------|
| 特定非営利活動法人K i K i | | 自 平成26年 4月 1日 | 至 平成27年 3月31日 |
| | 本年度予算額 | 本年度決算額 | |
| 【経常収益】 | | | |
| 【受取会費・寄付・助成金】 | | | |
| 正会員受取会費 | 15,000 | 7,000 | 1000x15名 |
| 受取寄付金 | 250,000 | 221,000 | |
| 受取助成金・補助金 | 1,200,000 | 30,000 | 県補助金、運営費補助 |
| 【事業収益】 | | | |
| 給付費収益 | 8,000,000 | 1,568,657 | 千葉県国保連給付 |
| 家賃 補助 | 700,000 | 150,000 | 国からの補助 |
| 利用者負担金収益 | 5,800,000 | 1,619,526 | 利用者負担分 |
| 体験宿泊収益 | 100,000 | 17,200 | 体験宿泊 |
| 【その他収益】 | | | |
| 受取 利息 | 40 | 23 | |
| 雑 収 益 | | 27,500 | |
| 経常収益 計 | 16,065,040 | 3,640,906 | |
| 【経常費用】 | | | |
| 【事業費】 | | | |
| 人件費 | 7,500,000 | 2,475,900 | |
| (その他経費) | | | |
| 会 議 費(事業) | 25,000 | 21,000 | |
| 車 両 費(事業) | 30,000 | 16,949 | 駐車料金等 |
| 通信運搬費(事業) | 60,000 | 30,986 | 利用者負担電話代等 |
| 消耗品 費(事業) | 100,000 | 101,299 | |
| 水道光熱費(事業) | 400,000 | 187,950 | 利用者負担分 |
| 地代 家賃(事業) | 2,500,000 | 824,234 | 利用者負担分 |
| 保 険 料(事業) | 40,000 | 34,150 | 施設賠償責任保険 |
| 諸 会 費(事業) | 5,000 | 1,600 | 町会費、GH会等 |
| 研 修 費 | 10,000 | 3,370 | 研修参加費（交通費） |
| 支払手数料(事業) | 10,000 | 600 | |
| 雑 費(事業) | 10,000 | 1,888 | |
| GH開設費 | 0 | 696,637 | GH開設の費用 |
| GH食材料費 | 1,500,000 | 560,703 | 利用者及び世話人分 |
| GH日用品・共益・雑費 | 200,000 | 38,803 | 利用者負担分 |
| GH備品費 | 100,000 | 51,510 | 1万円以上の設備費 |
| その他経費計 | 4,990,000 | 2,571,679 | |
| 事業費 計 | 12,490,000 | 5,047,579 | |
| 【管理費】 | | | |
| (人件費) | | | |
| 人件費計 | 0 | 0 | 役員報酬 |
| (その他経費) | | | |
| 会 議 費 | 5,000 | 2,726 | |
| 旅費交通費 | 50,000 | 21,600 | |
| 車 両 費 | 5,000 | 400 | |
| 車両燃料費 | 70,000 | 27,431 | ガソリン代 |
| 通信運搬費 | 70,000 | 58,587 | 法人負担分 |
| 消耗品 費 | 50,000 | 49,451 | |
| 水道光熱費 | 100,000 | 46,715 | 法人負担分 |
| 地代 家賃 | 450,000 | 1,555,766 | 法人負担分 |
| 接待交際費 | 30,000 | 26,925 | |
| 新聞図書費 | 50,000 | 3,364 | |
| 諸 会 費 | 2,000 | 2,000 | NPO団体等 |
| 慶 弔 費 | 5,000 | 5,000 | |
| 租税 公課 | 10,000 | 6,350 | 登録事項証明書等 |
| 支払手数料 | 10,000 | 7,220 | 振込手数料等 |
| 管理 諸費 | 30,000 | 96,353 | |
| その他経費計 | 937,000 | 1,909,888 | |
| 管理費 計 | 937,000 | 1,909,888 | |
| 経常費用 計 | 13,427,000 | 6,957,467 | |
| 当期経常増減額 | 2,638,040 | △ 3,316,561 | |
| 支出計 | 16,065,040 | 3,640,906 | |
| 経常外収益 計 | | | |
| 【経常外費用】 | | | |
| 経常外費用 計 | | | |
| 税引前当期正味財産増減額 | 2,638,040 | △ 3,316,561 | |
| 経理区分振替額 | | | |
| 当期正味財産増減額 | 2,638,040 | △ 3,316,561 | |
| 前期繰越正味財産額 | △ 3,581,045 | △ 264,484 | |
| 次期繰越正味財産額 | △ 943,005 | △ 3,581,045 | |

共同生活援助（介護サービス包括型 運営規程）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

Ohana（オハナ） 運営規程（共同生活援助（介護サービス包括型））

（事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人 KiKi が設置する Ohana(オハナ)（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）。以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において相談、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の日常生活上の支援又は援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年千葉県条例第88号）及び関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第3条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 Ohana(オハナ)
- （2）所在地 千葉県我孫子市東我孫子2丁目8番20号

(3) 共同生活住居

| 名 称 | 所 在 地 |
|-------------|-------------------------|
| Ohana (オハナ) | 我孫子市東我孫子 2 丁目 8 番 2 0 号 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 1 名 (常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。

(2) サービス管理責任者 1 名 (常勤職員 1 名)

サービス管理責任者は、利用者の共同生活介護計画又は共同生活援助計画を作成するとともに、サービス内容の評価、日中活動サービス事業者との連絡調整等、他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行う。

(3) 世話人 4 名 (常勤職員 2 名、非常勤職員 2 名)

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 2 名 (非常勤職員 1 名)

生活支援員は、食事や入浴、排せつ等の介護を行う。

(入居定員)

第 6 条 事業所の入居者の定員は、6 人とする。

(共同生活援助を提供する主たる対象者)

第 7 条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

知的障害者

(共同生活援助の内容)

第 8 条 事業所で行う共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者に対する相談

(2) 食事の提供

(3) 健康管理・金銭管理の援助

(4) 余暇活動の支援

(5) 緊急時の対応

(6) 職場等との連絡調整又は就労先、障害者福祉サービス事業者等との連絡調整

(7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

(8) 食事や入浴、排せつ等の介護

(9) 一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービスの

提供（以下、「体験的な利用」という。）

（利用者から受領する費用の額等）

第9条 指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、毎月10日に計算し請求。当月15日までに前月分を利用者から徴収するものとする。（後払いになるので実費精算とする）

（1）家賃（2階）月額 49,000円（体験的な利用の場合 日額 1,700円）

（2）光熱水費 月額 15,000円（体験的な利用の場合 日額 500円）

（3）食材料費 月額 21,000円（体験的な利用の場合 日額 700円）

（4）日用品費 月額 3,000円（体験的な利用の場合 日額 100円）

（自治会費、日用品、雑費等）

※光熱水費及び食材料費、日用品費は実費精算とする。（食材料費朝食300円、昼食350円、夕食400円）

4 前3項に規定する額の支払いを受けたときは、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（入居に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

（1）入居にあたり、相談支援専門員を個別におつけ下さい。

（2）共有スペース・Ohana敷地内を含む全室禁煙です。火災予防に関しては特に注意を払って下さい。

（3）共有スペース・Ohana敷地内を含む全室飲酒です。但し、外部で飲酒する事は可能ですが、ホームに戻る時は酔をさまして帰宅して下さい。

（4）設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただく事があります。

AIU等の障害者総合補償制度保険等にご加入下さい。

（5）貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理の難しい利用者につきましては希望により世話人及びバックアップ事業所にて管理を致します。

- (6) 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。
- (7) 21 時以降の帰宅は世話人に事前連絡して下さい。
- (8) その他、入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要あると認められる場合、必要な措置をとることができるものとします。
ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮をします。

(利用者負担額等に係る管理)

第 1 1 条 事業所は、利用者（体験的な利用に係る利用者を除く。）が同一の月に事業所が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 事業所は、体験的な利用に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者について前項に定める利用者負担額に係る管理を行わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第 1 2 条 従業者は、現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第 1 3 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示するものとする。

(苦情解決)

第 1 4 条 事業所は、提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定共同生活援助に関し、法第 1 0 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用

者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第15条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後1カ月以内

（2）継続研修 年3回以上

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人 KiKi と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。